

# 校則・生徒指導の在り方の見直しに関するガイドライン



令和3年7月  
春日市教育委員会

## 1 見直しの目的

春日市教育振興基本計画（令和3年～令和7年）では、「2 学校教育の充実」において、基本方針を「児童生徒一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、学校教育の充実に取り組み、小学校から中学校までの9年間を通して、豊かな人間性、確かな学力、健康と体力、これら3つのバランスが取れた児童生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、**地域と連携し、市民性を育成**します。」と定めています。

この市民性の育成に関連するものとして、「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守る。」という民主主義の基本があります。

そこで、この基本方針に基づき、この民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的とし、地域と連携しながら、校則とそれに基づく児童生徒指導の在り方の見直しに取り組むものとします。

### 【本ガイドラインにおける「校則」の定義】

学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指します。具体的には、小学校では「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」、「よい子の一日」、中学校では「校則」、「生徒心得」などを含むものとします。

## 2 見直しの観点及び枠組み

(1) 文部科学省は、生徒指導の3機能について、「児童生徒に自己存在感を与えること」、「共感的な人間関係を育成すること」、「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」としており、校則や児童生徒指導がこれに沿ったものとなっているかを基準として見直しを行います。

(2) 以下の3つの観点から見直しの枠組みを作ります。

- ア 児童生徒が、責任を持って、自ら考え、意思表示しながら話し合う仕組みづくり
- イ 必要かつ合理的な範囲内での制定
- ウ 校則の公表（学校ホームページなど）の実施

### 3 校則の在り方の見直し

(1) 児童生徒が、責任を持って自ら考え、意思表示しながら話し合う仕組みづくり  
各学校では、校則について児童生徒や保護者、教職員のそれぞれが話し合い、考える場を作ります。

① できる限り多くの児童生徒や保護者、教職員の意見を集約します。

このための方策として、事前に児童生徒や保護者等にアンケートを実施し、その結果をもとに協議（話し合い）を行うことが考えられます。

- 児童生徒・・・学級（会）活動→〈集約〉 → 生徒会本部（協議）  
アンケート実施→〈集約〉
- 保護者・・・アンケート実施→〈集約〉 → P T A本部（協議）
- 教職員・・・学年会議（協議） → 運営委員会・職員会議（協議）

校内校則検討委員会



#### 【校内校則検討委員会】

生徒会 3名（会長、副会長、書記）

P T A 3名（会長、副会長、書記）

教職員 3名（教頭、主幹教諭、生徒指導主事）

- ・教頭が司会を兼ねながら9名で協議する。
- ・合意形成できた内容と合意形成に至らなかった内容を校長に報告する。
- ・校長は、報告内容をもとに校則見直し内容を熟慮し、一次案を決定する。

② 地域社会からも支持され、共感される校則・生徒指導とするため、児童生徒、保護者、教職員以外からも広く意見を反映させるものとし、学校運営協議会における熟議を経て決定していくことを基本とします。

- ・学校運営協議会での熟議を経て、校長が見直し内容を最終決定する。
- ・児童生徒や保護者等には、集会や学校だより、HP等で伝える。

(2) 校則の見直し（修正・変更等）についての周知の場づくり

① 可能な範囲（数年に1回程度）で校則の見直しを行い、児童生徒や保護者等に周知します。

② 校長は、協議（話し合い）の結果（校則制定の有無や校則の内容）を尊重する

ことを基本とし、学校運営協議会での熟議を経て最終決定します。なお、校内校則検討委員会の協議結果と異なる判断・決定をする場合（一次案）は、学校運営協議会での熟議を経た後、校内校則委員会にその理由を添えて説明します。その後、児童生徒や保護者、地域の方々の理解と協力を得るため、校則をHPに掲載します。

【参考】 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

本条約は、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの子どもの権利を守るように定めています。参加する権利では、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。  
(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会)

(3) 必要かつ合理的な範囲内での制定

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。裁判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされています。社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されています（出典：生徒指導提要）。

校則は、児童生徒の規範意識を醸成し、集団生活の秩序や安全を維持するなど、学校を取り巻く社会環境に応じて機能してきました。今回の在り方見直しは、現在の校則が、児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から実施するものです。

なお、春日市の条例・規則で小中学校の校則に関する規定を定めているものではありませんが、「必要かつ合理的な範囲内」という観点から、次の①から③までのいずれかに該当する規定については、各学校において必ず改定してください。

④に該当する規定については、各学校において適切に見直してください。

これ以外の規定については、各学校において話し合いの上、最終的には校長の判断によって決定してください。

- ① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定  
(例) 地毛の色について、学校の承認を求めるもの ほか
- ② 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定  
(例) 制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの ほか
- ③ 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定  
(例) 服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの ほか
- ④ 合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるような曖昧な規定

(4) 校則の公表について

市立の小学校及び中学校において、学校の校則を広く周知し、理解と支持、協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載します。

各学校のホームページの学校案内に校則（学校のきまり）等のタグを作成し、見直し後の校則を掲載します。

修正が生じた場合は、適宜、ホームページを更新します。

#### 4 校則見直しのスケジュール

年 度		教育委員会	学 校		
			仕組みづくり	見直し	公 開
令和3年度	7月	ガイドライン策定	校則の見直しに関わる仕組みの構築 当該仕組みの中で、見直しを実施		
令和4年度	4月	報告書受領	教育委員会 へ報告	学校HPで公 開	

#### 5 生徒指導の在り方の見直し

児童生徒がよりよい姿に変容していくためには、校則見直しの仕組みづくりを進めるだけでなく、児童生徒への教職員からの働きかけはとても重要になります。

日常の教育活動の中心となる授業や学級活動、校則に基づく指導等において、生

徒指導の3つの機能「自己決定の場を与える」、「自己存在感を与える」、「共感的な人間関係を育成する」を生かすことが求められています。

校則・生徒指導の在り方の見直しを行うに当たり、教職員はこれらを生かした指導ができているか、児童生徒の自己指導能力を伸ばす気づきとなっているか、意識しながら見直しを行ってください。

児童生徒指導の3つの機能		今回の見直しの具体的な意識や行動
自己決定の場を与える	<p><b><u>自己決定とは、自分で決めて実行するということです。</u></b></p> <p>常に「相手」と「自分」の両者を中心にすえて行動するということで、身勝手な「自己決定」ではなく、他の人々を大切にすることを根拠にして自分の行動を考えなければなりません。</p>	<p>(教職員)</p> <p>校則の見直しに当たって、学級（又は学校）内の全ての児童生徒が参加できる機会を設け、児童生徒が多様な意見を発言できるようサポートしている。</p>
		<p>(児童生徒)</p> <p>校則の見直しについて話し合うとき、自分や他の人のことを考えながら、みんなで話し合っている。</p>
自己存在感を与える	<p><b><u>自己存在感とは、自分には価値ある存在であるということを実感すること</u></b></p> <p>です。</p> <p>教職員は、児童生徒一人一人の存在を大切に思っていて指導することが大切であり、児童生徒の独自性や個別性を大切にした指導が必要となります。</p>	<p>(教職員)</p> <p>校則に基づく指導の場面で、児童生徒の思い（理由）も真剣に聴き、受け止めている。</p>
		<p>(児童生徒)</p> <p>自分がルールを守れなかったときに、先生や保護者は理由を聞いてくれたり、親身になって相談に乗ってくれたり、アドバイスをしてくれたりする。それをもとに自分の在り方を真剣に考えている。</p>

共感的人間関係を育成する	<p><u>共感的人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、</u></p>	<p>(教職員)</p> <p>校則の見直しについて話し合う際、児童生徒一人一人の意見を尊重し合う雰囲気づくりに努める。</p>
	<p><u>理解し合う人間関係</u>をいいます。</p> <p>共感的人間関係は、教職員と児童生徒の関係だけでなく児童生徒同士の間でも大切になります。</p>	<p>(児童生徒)</p> <p>自分の意見と異なる意見にも耳を傾け、他の人の意見に共感している。</p>